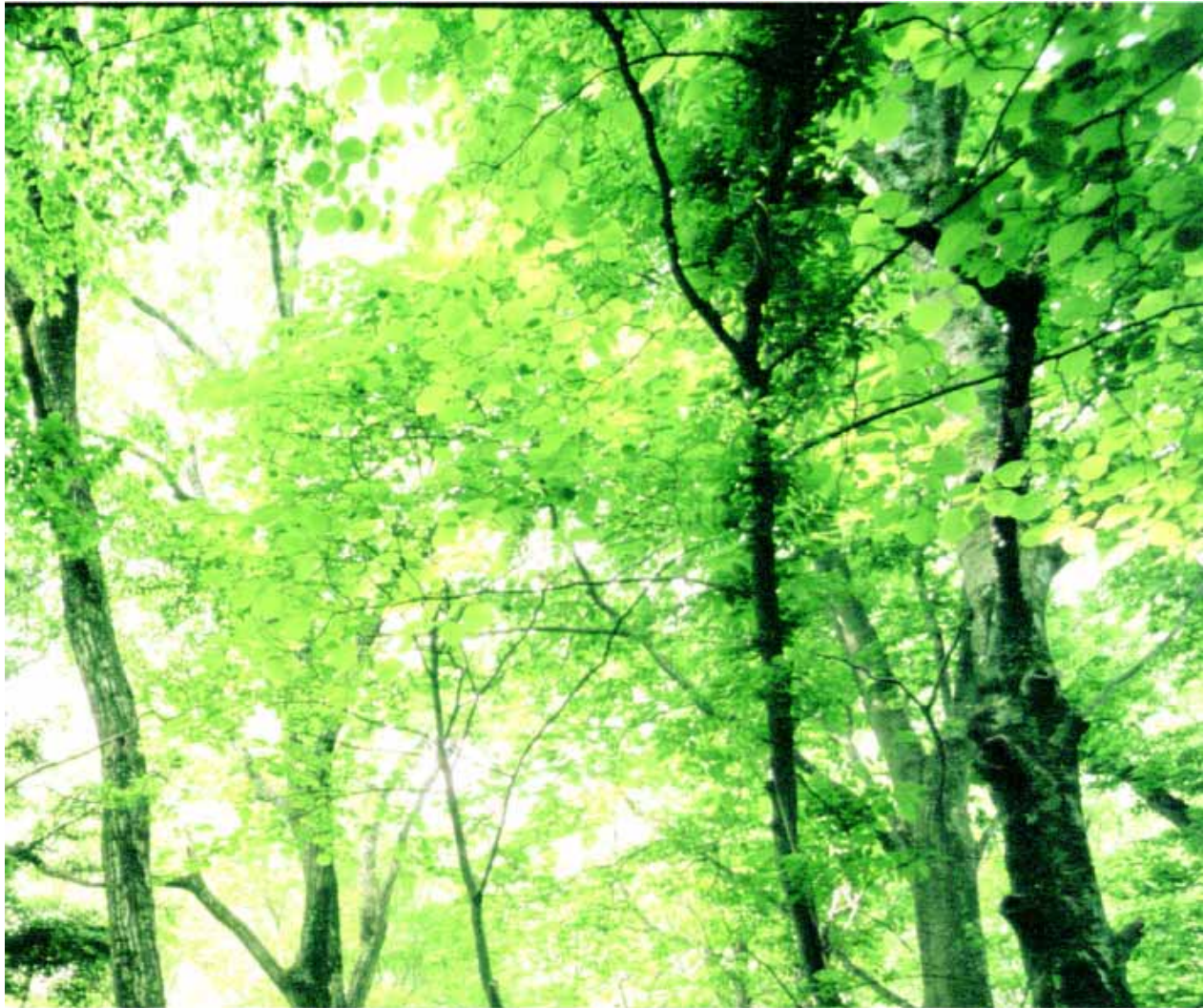




# 環境レポート 2009

2008 年度 環境保全活動報告書



山木工業株式会社

Yamaki-ind Environmental Report 2009

# CONTENTS

● <u>ごあいさつ</u>	2
● <u>企業理念・環境方針</u>	3
● <u>環境との関わり</u>	4
● <u>環境マネジメントシステム</u>	5
● <u>環境目的・目標</u>	7
● <u>2008年度の環境保全活動報告</u>	9
● <u>2009年度の全社環境方針</u>	12
● <u>環境への新たな取り組み</u>	13
● <u>環境に配慮した建築物の施工と設計</u>	17
● <u>グリーンビルディングへの流れ</u>	18
● <u>情報公開</u>	19



## 会社概要（2009年8月1日現在）

商号：山木工業株式会社

本社：福島県いわき市平谷川瀬字双藤町13番地

設立：昭和16年（創業：昭和16年）

代表者：代表取締役社長 志賀 耕三郎

資本金：6000万円

事業内容：土木構造物、港湾構造物、建築物の設計、施工、及び建築物の定期点検

従業員数：80名

■ JQA-QM4814 認証 ISO9001      JQA-EM4716 認証 ISO14001

## ごあいさつ

当社も 2008 年度を終え、I S O 1 4 0 0 1 取得後 4 年を経過しました。

二酸化炭素排出量 1990 年比 25%削減目標という、いわゆる鳩山イニシアティブが打ち出され、今後ますます環境に対する取り組みに注目が集まると予想されます。

当社におきましては、当初、使用資材や廃材の管理に重点を置きましたが、2008 年度より本来業務に即した環境に有益な業務にスポットを当て、業務強化を通じて環境への好影響を果たすという方向性を打ち出しました。

この方向性と取り組みにより、環境保全への影響がより一層推進できるものと期待しております。

建設事業を行う当社の役割は、社会基盤整備を通して“社会の発展”や“豊かな暮らし”を実現することにあります。

その一方で、建設活動には周辺環境や自然環境への影響が避けられないという側面があり、当社は以前より、環境保全への取り組みを「企業の社会的責任」、「豊かな環境づくりへの貢献」と捉え、環境への影響を低減するための様々な努力を重ねてきました。

そして、環境問題が地域的な問題から、地球温暖化を始めとする地球規模の問題に拡大した今日、私たちには、かけがえのない地球環境を保全し、持続可能な社会を構築するために、更なる努力と新たな発想による事業の推進が求められています。

地球環境を保全し、循環型社会の構築に努めることは、豊かな未来の実現への貢献を企業理念としている当社の最大の使命であり、地球温暖化防止、資源循環の促進、有害物質への対応、生態系保全等、環境保全への取り組みを推進してまいります。

本報告書は 2008 年度の環境保全活動をまとめたものです。

そして当該年度である、2009 年度の活動方針や目標を公表しております。

本報告書を通じて、当社の環境への取り組みをご理解いただきますようお願い申し上げます。

2009年10月1日  
山木工業株式会社

### 企業理念

#### 山木は環境になる。

より快適で便利な生活を求め、人は、マチをつくり続けてきました。  
さらに、人が人らしく暮らすには、自然との共生が求められます。

#### 山木のステージは地球。

山木は、地球環境をテーマに、人も、マチも、森も、イキイキと輝く  
幸せなステージを創造します。

### 環境方針

当社は、「誠実・責任・協調」のもと、「いわき七浜」を有する優れた自然環境の中で、美しい自然景観を保全すると共に、土木構造物・港湾構造物・建築物の設計、施工、及び建築物の定期点検の事業活動を行っております。

我々の活動が地球環境へ影響を与えていることを認識し、環境保全及び継続的な改善への取り組みを行います。

1. 環境への取り組みをマネジメントシステムの一環として取り入れ、全社的な活動を行います。
2. 当社の活動、サービス及び製品についての環境への負荷低減、改善を図り、合わせて汚染を防止します。
3. 同時にこれらに係わる環境関連の法律、規制、協定及び社会の要求事項を明確にし、守ります。
4. 環境目的・目標を設定し、推進します。
5. 当社が行う事業活動の中で、特に以下の項目について優先的に活動し、環境保全と汚染予防に取組みます。

取組みの中では、利用可能且つ有効な環境技術を活用していきます。

- (1) 省エネルギーと資源のリサイクルを推進します。
- (2) 再生、再利用を徹底し、廃棄物の削減を図ります。

2005年1月20日

山木工業株式会社

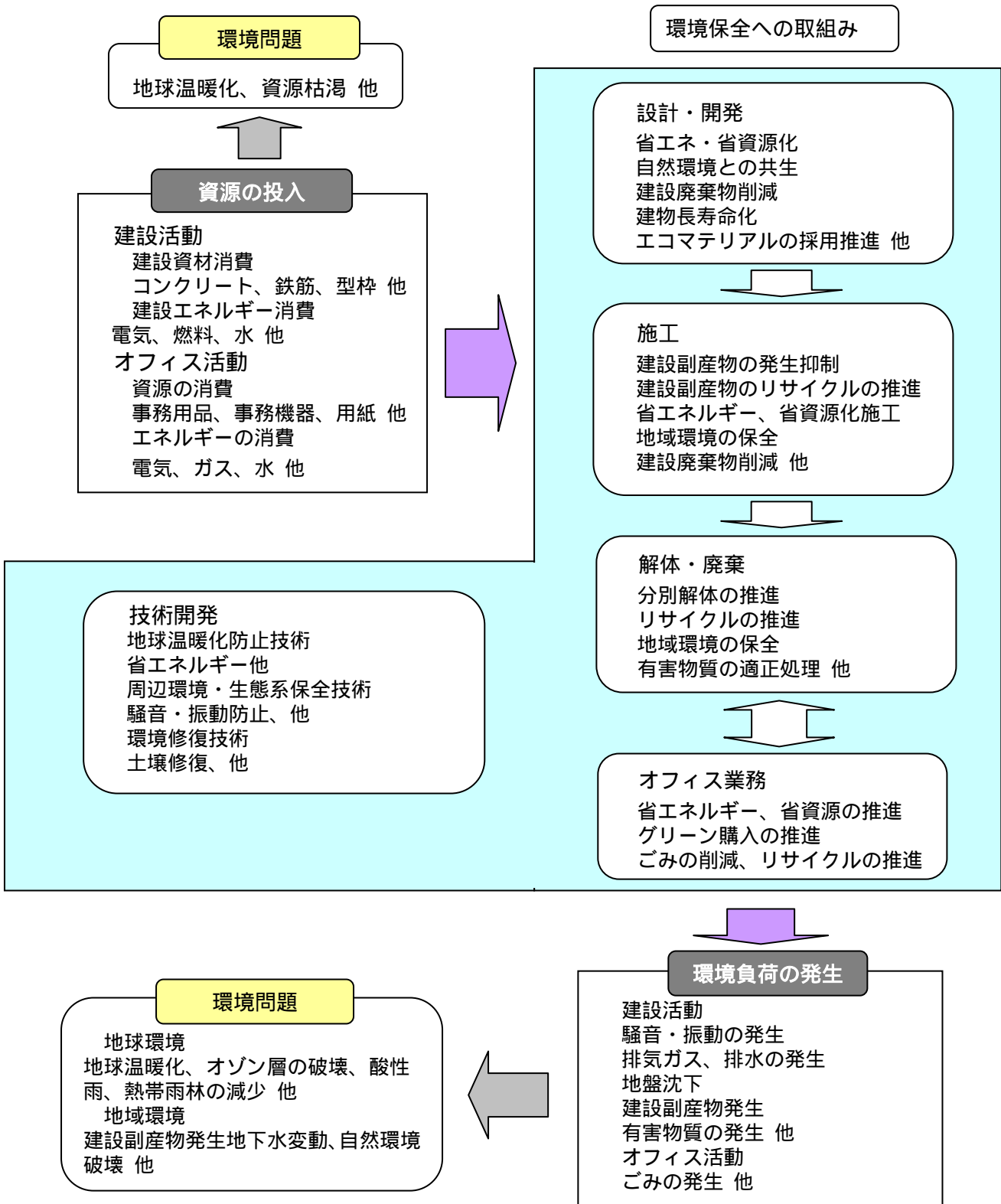
代表取締役 志賀 耕三郎



## 環境との関わり

当社の事業活動における「資源の投入」と「環境負荷の発生」による環境への影響、および「環境保全への取組み」の概要を以下に示します。

### 山木工業の事業活動と環境との関わり



## 環境マネジメントシステム

### システムの構築および運用状況

環境方針に基づき、環境保全への取組みを効果的に実施するため当社では、ISO14001 に取り組んでおり、2005年4月に認証を取得しました。

その後、システムの2004年版への移行を2006年4月に完了しました。

**認証番号：JQA-EM4716**

また当社は、先行して2000年よりISO9001も取得しています。**認証番号：JQA-QM4814**

### 内部監査

当社では、システムの運用を開始した2004年度より環境の内部監査を実施しています。

2008年度は内部監査年間計画に基づき、2008年11月、2009年4月に2回実施しました。

### 外部審査

2008年4月に、審査登録機関（財）日本品質保証機構によるシステムの更新審査を受審し、～2011年4月迄登録を更新しております。

### マネジメントレビュー

2008年度は2008年3月、6月の2回、トップマネジメント（社長）によるマネジメントレビューを実施し、システムの継続的改善を行っています。

### 品質・環境管理委員会

毎月下旬に定例の「品質・環境管理委員会」を部門長以上対象に実施しており、会社全体の品質や環境マネジメントについての意見交換や情報共有等を行っています。

### 環境教育

#### 全社員教育

2007年10月に、システム変更に伴い、全社員を対象に、部門毎に実施しました。

#### 内部監査員研修

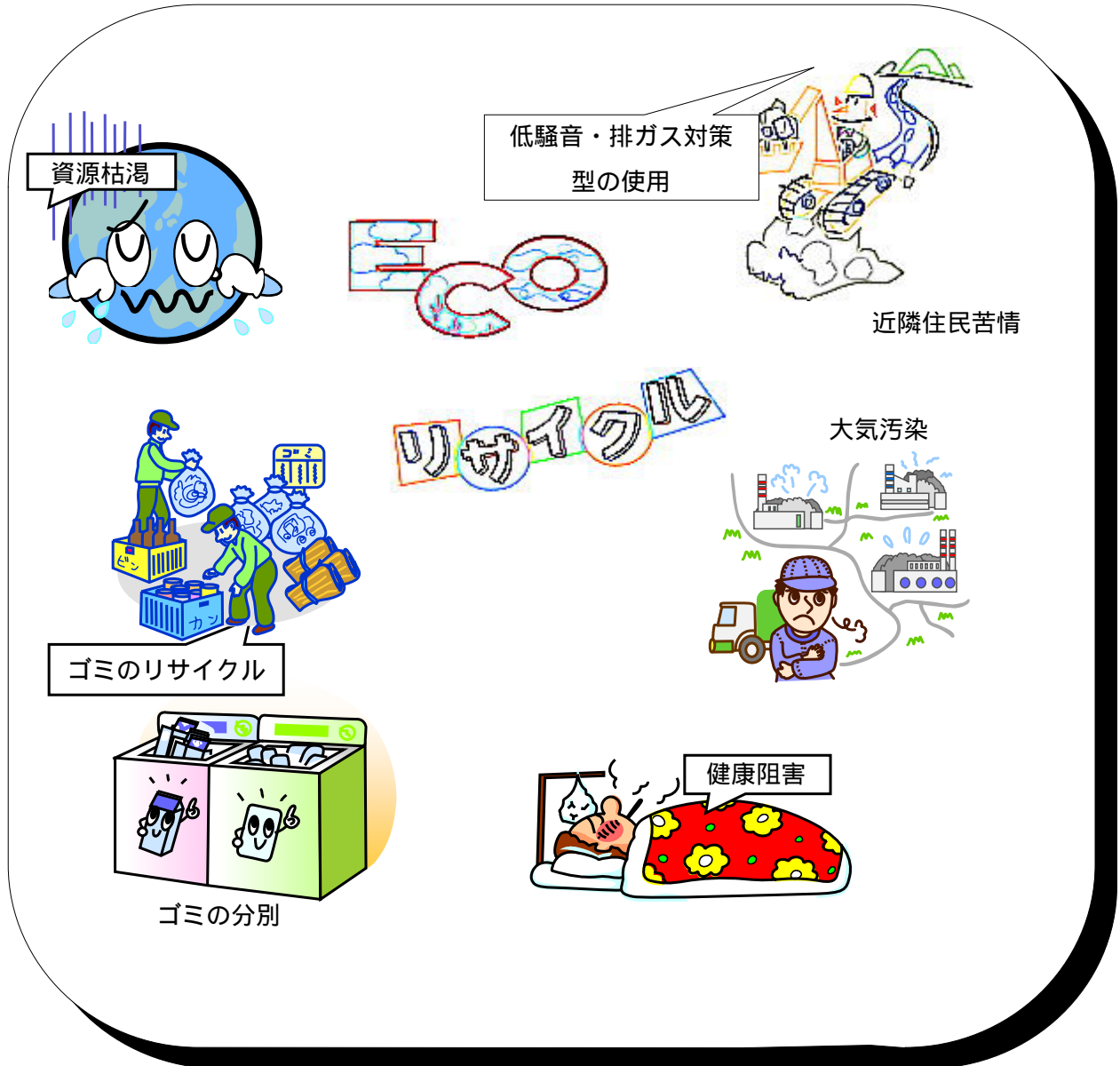
2007年11月に、内部監査員を対象に、教育を実施しました。

#### 現場教育

現場事務所において、環境マネジメントシステムの教育を実施しております。

作業所の新規入場者教育や安全衛生協議会等で、実務に必要な環境教育（省エネ運転・緊急事態対応教育含）をシート等使用して、実施しております。

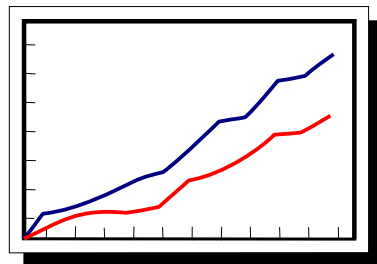
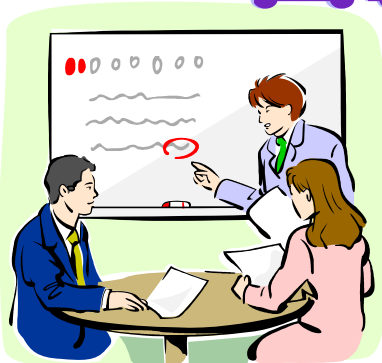
現場教育（現場代理人 当該作業場入場時者全員）



目標

教育

重要



環境教育【入場時・日々・定期（月一安全大会等）】・記録の保管

## 環境目的・目標

環境マネジメントシステムの実践の中で、各部門の環境目的・目標(2008～2010年度)を設定し、その達成に向けて環境保全活動を推進してまいりました。

2008年度の活動結果は下表のとおりです。

本社、小名浜工事事務所のコピー用紙使用量削減の案件は、未達成でした。

その他は目標を達成出来ました。

2008年度の活動結果(目標達成状況)と2009年度の目標値

【評価凡例】 : 目標達成 : 目標未達成

### ・総務部

2008年度目標	2009年度目標
(電力使用量削減1%削減) 目標値: 99% 92.8%	(電力使用量削減0.5%削減) 目標値: 99.5%
(ガソリン・軽油 燃費率 up) 目標値燃費率: 10km/ 10.4 km/	(ガソリン・軽油 燃費率 up) 目標値燃費率: 10km/
(コピー用紙使用量削減1%削減) 目標値: 99% 114.4%	(コピー用紙使用量削減0.5%削減) 目標値: 99.5%
(一般廃棄物総量0.5%削減) 目標値: 99.5% 87.6%	(グリーン購入: 購入率60%以上) 目標値: 60%以上

#### <データ分析>結果

- ・コピー使用量削減1%削減: 目標値 99% 114.4%  
受注金額(土木、建築部): 前年度より 149.7%増によるものと考えられる。  
2009年度の想定受注金額を考慮して、目標値とした。

### ・営業部、安全衛生室

2008年度は、部門目標は総務部(本社カテゴリー内)に包含される。



・土木工事部

2008 年度目標	2009 年度目標
(再生材リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100% 100%	(再生材リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100%
(再生材使用率 100%を目指す) 目標値：100% 100%	(再生材使用率 100%を目指す) 目標値：100%

・建築工事部

2008 年度目標	2009 年度目標
(リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100% 100%	(リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100%
(再生骨材等の使用率 100%を目指す) 目標値：100% 100%	(再生骨材等の使用率 100%を目指す) 目標値：100%
(厳格な検査：手戻り工事 0 件) 目標値：0 件 0 件	(厳格な検査：手戻り工事 0 件) 目標値：0 件

・小名浜工事事務所、環境システム課

2008 年度目標	2009 年度目標
(電力使用量削減 0.3%削減) 目標値：99.7% 82.8%	(電力使用量削減 110%以下) 目標値：110%以下
(コピー用紙使用量削減 1%削減) 目標値：99% 168.6%	(コピー用紙使用量削減 130%以下) 目標値：130%以下
(リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100% 100%	(リサイクル率 100%を目指す) 目標値：100%

<データ分析>結果

- ・コピー使用量削減 1%削減：目標値 99% 168.6%

受注金額(港湾)：前年度より 219.2%増によるものと考えられる。

2009 年度の想定受注金額を考慮して、目標値とした。

# 2008 年度の環境保全活動報告

## 1. 地球温暖化防止対策

地球温暖化防止への主な取組み

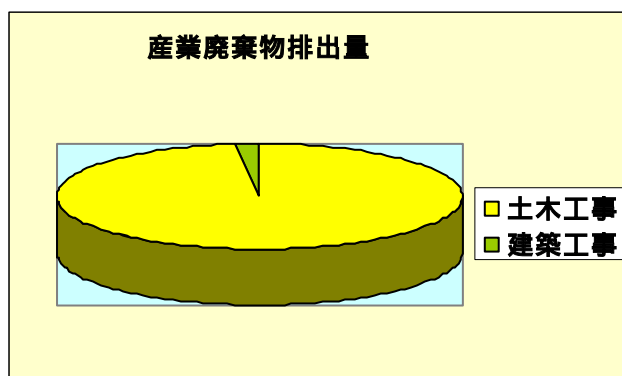
- 建設発生土等の排出量及び搬送距離の削減
- アイドリングストップ及び省燃費運転の促進
- 重機・車両の適正整備点検実施
- 建設現場や事務所での省エネルギー活動の推進

## 2. 建設副産物対策・リサイクル

建設廃棄物の処理状況

建設廃棄物の総排出量

2008 年度の建設廃棄物総排出量は、2,523t でした。  
内訳は、土木工事（港湾工事含）が 1,828t、建築工事が 695t でした。



廃棄物の種類別排出状況

2008 年度の建設廃棄物の種類別排出量（全体）は、コンクリート塊 29%、アスファルト・コンクリート塊 47%、木屑 13%、金属屑 1%、その他 10% でした。

再生資源の利用および利用促進

再生資源の利用

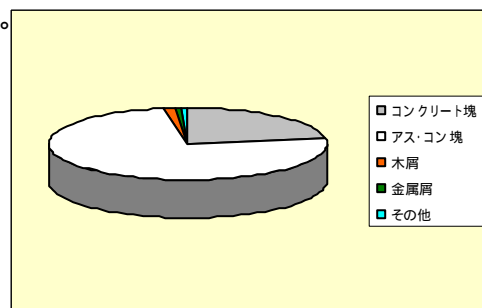
2008 年度、建設資材として再生資源（再生材）を利用した割合（再生資源利用率）は、砕石が 82%（利用量 4,300t）、アスファルト混合物が 85%（利用量 840t）でした。

再生資源の利用促進

建設リサイクル法により再資源化が義務づけられている特定建設資材廃棄物（コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材）の再資源化を徹底するとともに、再生資源の利用促進に努めます。

再生資源の利用促進とは、

- 建設副産物を現場内で再利用することです。
- 再資源化施設に運んで再生資源として利用することです。



### 3. 現場実施状況

産業廃棄物の適正分別実施状況

土木工事部・・・いわき49号維持工事



緊急事態用備品

油吸着剤



## 4. オフィス業務における環境配慮

ISO14001 全社システムの導入に伴い、2004 年度から本社オフィス部門の環境目的として「省エネルギー・省資源の推進」を掲げ、オフィス業務における環境配慮活動推進しています。

### 省資源・省エネルギーの推進

電力、灯油、コピー用紙使用量削減、一般廃棄物総量減少等を環境目標としました。

具体的には、

- \* リサイクルボックスの設置による両面コピー、裏面コピー使用実施
- \* 昼休み、不要照明の消灯の実施
- \* 冷暖房時の室内温度管理（冷房 28℃、暖房 20℃）の実施

にしております。

### オフィスごみの削減

一般廃棄物総量減少におきましても、オフィス部門から発生するごみを

“捨てれば『ごみ』、分別すれば『資源』”をスローガンに、



\* 分別回収ボックス(ゴミ箱)を設置による適正分別（可燃ゴミ、不燃ゴミ、プラスチック、缶・ペットボトル、ビン等）実施を徹底しております。

2008 年度の本社部門での一般廃棄物総量は、前年度に比べ 12%の削減となりました。

### グリーン購入の推進

2004 年度から PPC 用紙、名刺、ファイル等の事務用品のエコ・再生品使用を推進しています。

2008 年度のグリーン購入率（エコ該当個数/事務用品購入個数）は、69%となりました。

## 5. 化学物質管理

### シックハウス対策

シックハウス対策に係わる規制として、改正建築基準法が 2003 年 7 月に施行されました。

- ・概要としては、ホルムアルデヒドに関する規制（内装の仕上げの制限、換気設備の義務付け、天井裏等の制限）
- ・クロルピリホスを添付した建材の全面使用禁止等 があります。

当社は、「環境法規制及びその他要求事項一覧表」に示し、社内関係部門に周知徹底しております。、化学物質については M S D S を入手し、安全性の確認を実施しております。

法令に準拠した資材を使用しています



## 2009 年度全社環境方針

2009 年度も 2008 年度に引き続き全社環境方針として、

### 「4 R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)」

を推進します。

4 R とは、製品等が廃棄物等になることの抑制運動のことです。

#### **断る: Refuse (リフューズ) 不要なものは断り、購入したり、持ち込んだりしない。**

- 使い捨て商品を減らし、リサイクルしやすい製品やエコマーク商品、再生品を購入するよう努力しています。長期間使用できる商品の購入に努めるとともに物を大切に使うよう留意しています。

#### **減らす: Reduce (リデュース) ごみになるようなものは買わない。ごみを減らすという姿勢。**

- 可能な限りゴミ(廃棄物)を出さないよう、購買活動には留意しております。どんな商品や方法がいいか、まだまだ研究します。

#### **再利用する: Reuse (リユース) 物を繰り返し使う。繰り返し使えるものを購入する。**

- 故障したものは修理・修繕して再利用を心がけ、不用品は、フリーマーケットやバザーに活用できるよう声掛けしています。使用済コピー用紙は、裏面を印刷再利用やメモ用紙として使ってます。

#### **再資源化: Recycle (リサイクル) 廃棄物分別に徹し、のリサイクル活動への協力をする。**

- 建設業は「廃棄物処理法」に基づき、産業廃棄物の厳格な取扱が求められております。法律遵守は当然ながら、内部の監視活動でより強い水準での取組を果たしております。資源ごみとして収集している牛乳パックや空き缶、空きびん、古紙などは分別し、資源の有効利用に努めております。

#### 「循環型社会の実現に向けて」

かけがいのない環境を将来に引き継ぐため、資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、自主的且つ積極的に 4 R の推進に努めます。

事業活動で発生する廃棄物は、事業者の責任において自らリサイクル・処理を行う原則があり、4 R についても、「事業者処理責任」が求められ、事業者自らが発生抑制や減量化、循環利用に努める必要があります。

この視点に立って、事業者主体の 4 R を推進していくことが求められています。

弊社では、この思想を大切にして、全社・全部門に徹底しています。

産業廃棄物のより高度な処理が社会的に求められ、再資源化処理に対する需要は、今後ますます高まってくるものと考えられます。

## 環境への新たな取組み

### 「藻場造成用ブロックの設置方法」の特許取得

平成20年4月25日に、「藻場造成用ブロックの設置方法」として、特許原簿に登録されました。

沿岸の植物群落のうち、岩礁に分布するものが藻場です。

藻場には様々な種類があり、海域の地形・水深・波浪条件・基質の違いにより、いろいろな海藻が生育します。

藻場には、豊かな生物相を維持する上での重要性も注目されています。

環境への配慮としても、海藻の保護を通じた地球環境の保全、自然景観上も重要な事項として、鋭意取り組んでまいりました。

藻場の役割沿岸の藻場にはいろいろな役割があります。

水産上重要であることが古くから認識されていましたが、最近では、豊かな生物相を維持する上での重要性も注目されています。

藻場造成工法従来、藻場造成は海藻の付着しそうな場所に石やブロックなどの付着基質を投入する方法が多く行われてきました。

山木工業では、海藻の分布する条件を海象のシミュレーション技術を応用して明らかにします。

場合によっては海の構造物自体を藻場にすることもできるのです。

特許証は次ページに、当該特許の詳細はその次のページに掲載させていただきました。

特許証です。



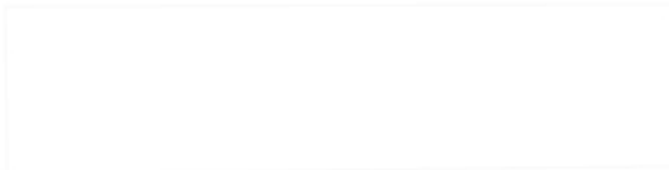
発明の名称(TITLE OF THE INVENTION)

薬場造成用ブロックの設置方法

特許権者(PATENTEE)

福島県いわき市平谷川瀬字双藤町13番地

山木工業株式会社



出願番号(APPLICATION NUMBER)

特願2005-006231

出願年月日(FILING DATE)

平成17年 1月13日(January 13, 2005)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成20年 4月25日(Apr 25, 2008)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)



肥塚雅博



## 【発明名称】藻場造成用ブロック

### 【技術分野】

本発明は、海岸近くの海中に設蹴して、海藻の繁殖を促進する藻場造成用ブロックに関するものである。

### 【背景技術】

魚の繁殖に必要な海藻を人工的に繁殖させるために、コンクリートで形成された藻場造成用ブロックを海底の地盤に沈めて設置し、この表面に海藻を発生させることが行なわれている。

しかしながら従来の藻場造成用ブロックは海底に沈めて設置してあるため、砂の移動によりその表面が覆われて海藻が消滅してしまう問題があった。

また従来の藻場造成用ブロックは太陽光線が届く海面から4～5mの海底の地盤に平面的に並べて設置されているので、その設置場所が限定される問題があった。

またブロック表面に海藻の着生を促進するために鉄を主材とする金属により基質面を形成し、これを型枠として、ここにコンクリートを流し込んで一体化した藻場造成用ブロックや、貝殻を主成分としてセメントで固めて表面に凹凸を形成した藻場造成用ブロックも開発されているが、何れも海底の地盤に沈めて設置されているので、その表面が次第に砂で覆われて海藻が消滅してしまう問題があった。

### 【発明が解決しようとする課題】

本発明は上記問題を改善し、海底の砂に埋まった場合にも、脚部を伸ばすことにより常に砂から露出した状態に保持することができると共に、海底の深い場所にも設置できる、魚礁としても有効な藻場造成用ブロックを提供するものである。

### 【課題を解決するための手段】

本発明の藻場造成用ブロックは、コンクリートブロックの表面に、凹凸部を形成し、コンクリートブロックの上面から底面に向かって貫通する3本以上の鞘パイプを、その上部がブロック上面から突出するように貫通させ、この鞘パイプの内側にパイプで形成された脚部を上下動自在に貫通させ、鞘パイプの上部側に脚固定部を設けて、ここにブロック底面から所定の長さ突出した状態で脚部を固定するように形成したことを特徴とするものである。

### 【発明の効果】

本発明の藻場造成用ブロックによれば、海底の地盤に設置した藻場造成用ブロックの側面が砂に埋まり始めた時に、藻場造成用ブロックの脚部を下方に伸ばして砂層より高く調整して、藻場造成用ブロックを砂の上に露出させておけるので海藻の繁殖を維持することができる。

また脚部の伸出作業も、藻場造成用ブロックをクレーンで海面に引き上げてできるので、作業も短時間で完了することができる。

また脚部を長く伸ばせば水深の深い場所にも、藻場造成用ブロックを海面から4～5m程度に位置させることができるので、従来設置が不可能であった水深の深い場所にも設置して、栽培面積を拡大することができる。



## 建設業新分野進出企業の認定

平成20年8月19日、福島県の認定として、  
建設業新分野進出企業認定の認定証書を交付されました。

建設業新分野進出企業認定制度は、建設業以外の新分野に参入した県内の企業、事業を認定し、地域経済の活性化や雇用確保などを旨とする制度です。

認定証書の交付はいわき建設事務所で行われました。

その様子は、「福島民報・朝刊」8月21日(木)及び「いわき民報・夕刊」8月21日(木)に掲載され、ご紹介をいただきました。

今般の表彰については、平成18年8月から、工業用フッ素捕集剤「ネオフィット」の販売が認定を受けた事由であります。

### 驚異のフッ素捕集剤 ネオフィット



フッ素は、半導体部品や液晶パネルの洗浄工程、ステンレス製品の洗浄工程など、様々な用途で利用されております。

この洗浄工程にフッ酸を使用することにより、フッ化物イオンを含んだ廃水が排出されますが、フッ化物イオンを含んだ廃水は人体に有害であり、環境基準が規定されている為、フッ素除去処理が必要となります。

一般的なフッ素除去処理方法としては、消石灰を使用するカルシウム処理法がありますが、排水基準をクリアすることは難しいとされています。

ネオフィットは、産学連携共同研究の成果によって開発された、チタン化合物を利用したフッ素捕集剤です。

ネオフィットを使用する事により環境基準以下までフッ素濃度の低減が可能となります。

ネオフィットの特徴としては、成分がチタン化合物からなり、カルシウム処理よりもフッ素の捕集率効率がよいため、環境基準値以下までフッ素濃度の低減が可能です。

## 環境に配慮した建築物の施工と設計

### 建物が環境に与える影響

建設事業は、建設資材の生産に始まって、施工 完成後の運用 維持・改修 解体といった“建物のライフサイクル”を通じて、様々な形で環境にインパクトを与えています。

資材の生産段階では自然資源を採掘し、施工や建物の運用段階では化石エネルギーを消費しています。

また、建物の建設や運用、改修・解体の際の廃棄物は、土壌や河川、海洋などの汚染を招く危険性を持ちます。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの大半は、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼を原因とする CO2 の排出によるものです。

わが国の CO2 総排出量のうち、“建物のライフサイクル”を通じて排出されるものが約 3 分の 1 を占めると言われており、このことを建設業として真摯に受け止めなければならないと考えております。

その一環として環境配慮設計にも対策を講じています。

### 環境配慮設計の重要性

事務所ビルを対象とした試算によると、“建物のライフサイクル”を通じたエネルギー消費量の約 3 分の 2 が運用段階におけるものだと言われています。

そのため、この部分のエネルギー消費量の低減が何より重要となります。

従いまして、設計の段階から省エネルギーを含めた環境配慮の取組みを図ることが重要だということになります。

自社で設計する物件については、どれだけ環境に配慮した設計を行っているかを総合的に評価するために、「環境配慮設計シート」を活用して、各建物での環境配慮の推進・達成状況を把握し、より環境に優しい設計を促しています。

このシートには、環境配慮設計検討項目として「室内環境」・「エネルギー使用の合理化」・「資源・マテリアルの適正利用」・「自然環境の保全」があります。

環境配慮建築の大きな枠組みとなる「自然との共生」・「自然エネルギーの利用」・「長寿命化への対応」の 3 つについて、その実例をご紹介します。

2005 年施工：K 邸新築工事より （設計：(有)高木設計）

（高気密・高断熱材の使用により冷暖房ランニングコストの大幅削減、景観配慮設計）



このように当社では、設計段階から環境への配慮を可能とし、お客様のご要望にお応えしています。

## グリーンビルディングへの流れ

### グリーンビルディングとは？

「グリーンビルディング」は、「持続可能な建物」の同意語として使われ、地球環境に良い建物のことのことです。

### 建物はどのような地球環境問題の原因となっているか

- エネルギー資源（化石燃料）を枯渇させている。
- 建物は、照明、空調機器、器具、OA機器などのエネルギーを使う。  
そのため化石燃料が燃焼されており、その結果、硫黄酸化物、窒素酸化物、微粒子、炭酸ガスを大気中に放出されている。
- 建設産業は、採掘や工場生産工程から環境に害を及ぼすおそれがある。  
また材料が、有害なガスを放出する化学物質からなる場合、主の生活の場である室内で放出されると、健康を害することになる。
- 固形廃棄物は投棄されている。

### どのように解決するのか

- 再生可能なエネルギーの利用      太陽、風力、地熱など
- 再生可能な材料の利用      管理された森林、農業廃棄物、土からの材料の利用
- リサイクルされた、そしてリサイクルできる資源      ヴァージン材料を冒し、汚染しない
- 材料につきこまれたエネルギー（エンボディー）の減少  
掘削、輸送、製造工程、流通の見直し
- 再使用できる材料を投棄しない      解体し、種分けして保管する
- 敷地の選定に配慮する  
生態系に害を及ぼす土地を選ばない、道路やユーティティの完備している土地を選ぶ、既存の構造体を再利用する

### グリーンビルディングの定義

グリーンビルディング（地球環境に良い建物）とは、自然エネルギーをできるだけ建物に利用しながら、限られた天然資源の有効利用を図り、代替エネルギーの開発と利用を試み、エネルギー消費量のトータル削減を目指し、建築材料を無害で地域調達のものとするものです。

また、リサイクルの実行とリサイクル材料を採用し、土地の適正な選定と使用を行い、人間（居住者、建設業者）の健康を高め、生産性を高めるより高い快適性を実現し、建設および運営の経済的効果を図る、美的で質のあるデザインがされたものでなければならぬとされています。

今回はグリーンビルディングの触りだけご紹介させて頂きましたが、当社ももっと調査を進め、実際に環境負荷の低いグリーンビルディングへの取り組みは今後重点課題だと捉えております。

## 情報公開

### 環境法規制の遵守状況

環境法規制、条例等に関する最新情報を国、地方自治体及びインターネット、各協会より随時入手確認しております。

改正情報の詳細を「環境法規制及びその他要求事項一覧表」に記載追加後、各部門・現場代理人に配布しております。

環境法規制及びその他要求事項の順守状況については、内部監査（年2回）で定期的を実施しております。

その結果、2007年度の環境法規制に対する違反は0件でした。

### ホームページ

当社の環境保全に対する取組みをホームページ上で紹介しています。

ホームページ：<http://www.yamaki-ind.co.jp/>

発行：山木工業 株式会社

本社 〒970-8036 福島県いわき市平谷川瀬字双藤町 13 番地  
TEL : 0246-23-1301 (代表)  
FAX : 0246-23-1475

お問合せ先：ISO 推進室  
TEL : 0246-23-1302  
E-mail : h-yoda@yamaki-ind.co.jp



登録証番号：  
JQA-QM4814  
JQA-EM4716

100%植物油溶剤インキを使用しています。

この冊子はエコマーク認定の再生紙を使用しています。

古紙配合率 100%再生紙を使用しています。